奈良市 かいごふくしか

介護認定調査だより (No.1)

はじめに

日頃より、要介護認定調査業務にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、介護認定調査員のみなさまに向け、認定調査での疑問やお悩みを少しでも解消し、調査業務の負担を軽くできればと「**介護認定調査だより**」を発行することとなりました。ｅラーニングの問題を通して調査業務に役立つ情報を中心に発信していく予定です。よろしくお願いします。

ｅラーニングより

出 題

【調査について】 調査員の役割として、不適切なものはどれですか。

① 申請者の状況を極力正確に審査会に伝える。

② 基本調査項目の選択で迷う場合は、特記事項に記載する。

③ 基本調査項目の選択の確定など、一次判定のすべての責任を負う。

ｅラーニング【解説】 **一次判定の確定**について

認定調査については、**認定調査員が一次判定の全ての責任を負うということではありません。**

基本調査項目の定義にうまく当てはまらない場合や、実際に行われている介助の方法の適切さについて検討する場合、慎重な判断が求められます。こうした場合、**選択に迷う状況を特記事項に記載**し、介護認定審査会の判断を仰ぐことが調査の標準化に資する適切な対処方法です。 正解は③

≪審査判定手順≫

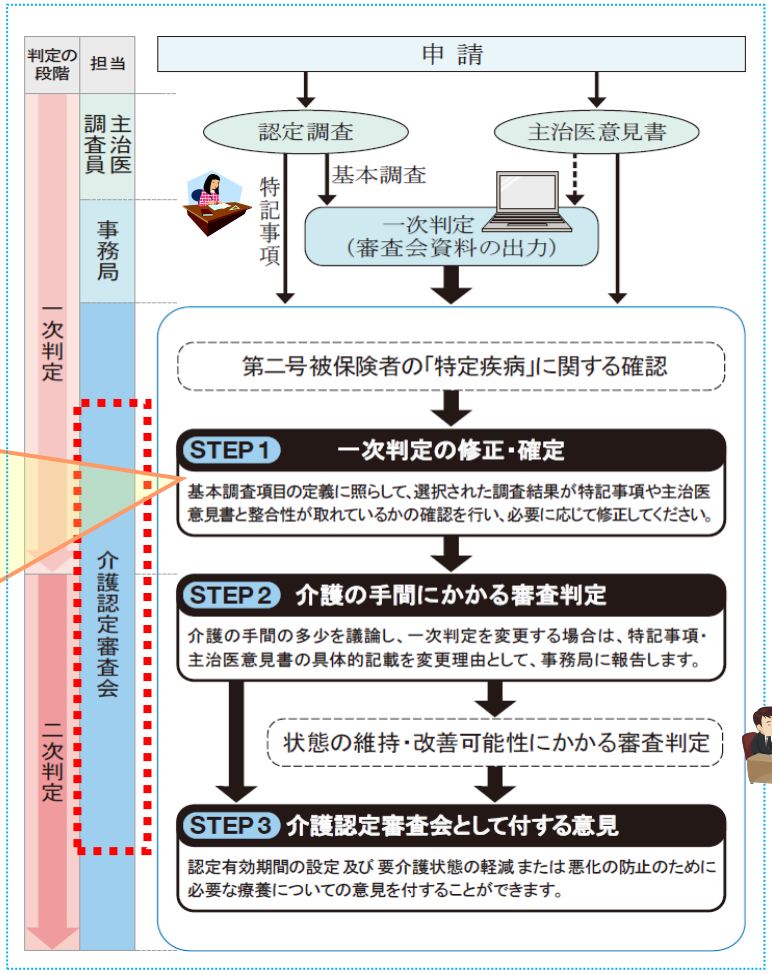

一次判定の修正・確定は審査会の担当です。

・認定調査員の役割は、**申請者の状況を審査会に伝える**こと。

・特記事項には項目の**一次判定の選択理由**となる情報と、**二次判定の介護の手間にかかる判定**に関する情報、どちらも必要です。

審査会委員テキストより

≪基本調査と特記事項と審査会の関係≫

基本調査
平均化された情報
一次判定で評価される情報
一次判定

一次判定の修正・確定
認定調査員の判断（一定のばらつきが含まれる）を複数の審査会委員によって確認し、確定する手順。

介護認定審査会

二次判定
申請者固有の情報
一次判定で評価されない情報

特記事項
～3つの記載ポイント～
「選択根拠」「手間」「頻度」

介護の手間にかかる審査判定
一次判定において評価されていない介護の手間を、委員の専門職としての経験に基づき判断する手順。具体的な介護の手間について議論することから、特記事項が不可欠。

まとめ

- 認定調査員の役割は、**申請者の状況を審査会に伝える**こと。
- 審査会が審査判定理由にできる根拠は「調査票の特記事項」と「主治医意見書」の具体的記載内容のみ。

つまり　**特記事項（選択の根拠と介護の手間の両方）が重要**です。

お知らせ

e ラーニングシステム「全国テスト 10」の受講はお済みですか？

奈良市でも、厚生労働省による「認定調査員向け e ラーニングシステム」の活用を推進しています。
令和元年 10 月９日より新しく配信された「全国テスト 10」を未受講の方は、ぜひ、受講をしていただき、認定調査にお役立てください。

登録案内ページの
二次元コードです

「e ラーニングシステム」未登録の方は、下記奈良市ホームページをご確認ください。
http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1520218394787/index.html